

最低利用料 条例で設定可

運転代行 国交省が明確化

国土交通省は都道府県に
対し、自動車運転代行業の
「最低利用料金」を条例で
設定できる旨の通知を14日
付で出した。政府の地方分
権改革推進本部（本部長＝
安倍晋三首相）の「対応方
針」（昨年12月26日）に沿
って明確化したもので、ダ
ンピング防止が目的。静岡
県などが分権有識者会議に
要望していた。

損害賠償責任保険の保険
料の支払い状況報告の義務
化についても、条例により
可能とした。

最低利用料金に関する規
定は運転代行業適正化法に
はなく、交通の安全や利用
者保護の観点が重視され
た。経済的規制を課すこと
は、留意点の一つ。①最低

情を正確に把握した上で検
討する（安全性に関わるデ
ータ、利用者意向調査など）
②社会保険や労働賃金規制
などを含む各法令を順守し
た上で、都道府県ごとに最
低必要となるコストを勘
案する③最低料金が不当に
高額とならない④事業者の
自由競争を阻害しないよう
配慮するーと示した。

事業者が共同し、または
事業者団体が各社の料金と
して設定することを決めた

場合は、独占禁止法に抵触
するおそれがあることも付
記した。

国交省では「運用の際の
参考にしてもらうもので、
料金に関する条例を義務づ
けるものではない」（自動
車局旅客課）としている。
警察庁や、全国運転代行協
会（丹澤忠義会長）、運転
代行振興機構（村井博敏代
表理事）の業界2団体にも
通知した。

最低利用料金に関する規
定は運転代行業適正化法に
はなく、交通の安全や利用
者保護の観点が重視され
た。経済的規制を課すこと
は、留意点の一つ。①最低